

## 尖閣諸島周辺海域における中国によるブイ設置に対する抗議と 即時撤去を求める要請決議

今年に入り、中国が新たに尖閣諸島周辺の日本の排他的経済水域（ＥＥＺ）内、尖閣諸島から北西約８０キロメートルの海域に、海上ブイ（高さ、直径とも１０メートルで黄色、中華人民共和国国家海洋局と表示）を設置したことが分かった。

「国連海洋法条約」と国内法の「排他的経済水域と大陸棚に関する法律」では、排他的経済水域（ＥＥＺ）を管轄する国にしか構造物設置や科学調査は認められていないため、中国による明らかな条約違反行為である。

中国が平成２５年、２８年にも日本の排他的経済水域（ＥＥＺ）でアンテナを多数備え付けたブイを設置し、同じ条約違反活動を何度も繰り返していることは尖閣諸島を行政区域としている本市議会として看過できない。

よって本市議会は、政府において中国に対してブイ設置を強く抗議するとともに即時撤去するよう働きかけることを強く求める。

平成３０年１０月１７日

石 垣 市 議 会

宛 先

内閣総理大臣、外務大臣、沖縄及び北方対策担当大臣